

転用決済金賦課について

1. 転用決済金賦課の対象区域

(1) 農業振興地域内(用途地域を除く)にある農地であって木曾川右岸用水の受益地として計画された地区内にある農地(登記簿上の農地)

ただし、三和及び伊深の一部を除く。

(2) 用途地域内の農地であって、木曾川右岸用水の受益地である田(受益を受けられる状態にあるもの)

2. 決済金の額は、1㎡当たり200円とする。